

茜が丘複合施設管理運営方針 - 概要版 -



1 管理運営の基本方針

基本コンセプト

「人つどい 人つながり 人はぐくむ 交流の場」



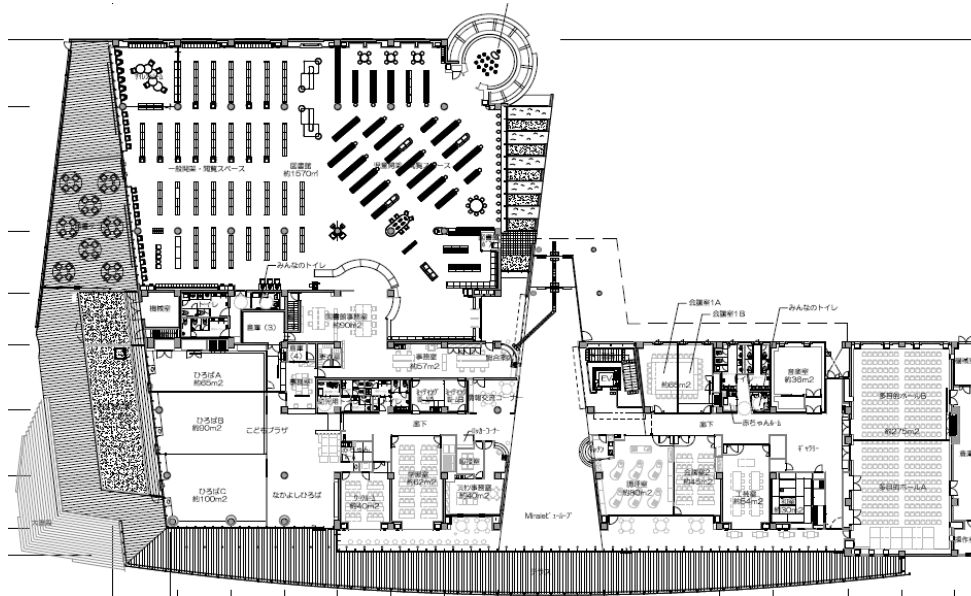
管理運営の基本的な考え方

- 1 多様な活動と交流を促す管理運営**
- 2 市民の参画による管理運営**
- 3 効果的・効率的な管理運営**

- 複合施設であるという特性を生かし、相互に連携を図りやすい一体化された管理運営を行います。
- 各施設がその機能を十分に発揮し、市民に親しまれるものとなるように、各施設の管理運営主体と市民・利用者が十分なコミュニケーションを図り、それぞれのニーズが施設の管理運営に反映される仕組みをつくります。
- 管理事務等の一元化を進め、各施設の職員が連携して業務を実施することで、運営コストの縮減を図り、効果的・効率的な管理運営を行います。

2 事業計画

事業計画の策定に当たっては、事業の拡充や複合施設の特徴を生かした各機能の相互連携による事業展開を検討していく必要があります。市民・利用者のニーズを把握しながら、市民サービスの向上を図り、基本コンセプトの実現を目指します。



(1) 施設共通 (Mirai ビューループなど交流スペース) の事業方針

基本方針

ふれあい・つながりを生み出す市民の新たな交流拠点 (サードプレイス) づくり

運営方針

- ① 利用者が交流できる各種イベントの企画
- ② 市民の交流拠点としてふさわしい快適な空間
- ③ 施設情報やイベント情報の受発信

(2) こどもプラザ (児童館/子育て学習センター) の事業方針

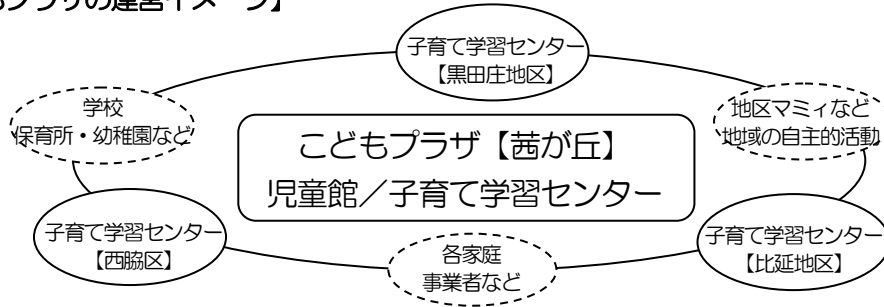
基本方針

子どもや保護者、地域の人など多様な世代が集い、子どもの健全な育成と子育て世代をみんなで支えていく環境づくり

運営方針

- ① 子どもたちにとって魅力ある空間づくり
- ② 子どもと親が育ち合う場所づくり
- ③ 地域の人に関わる子育て支援体制の推進
- ④ 子育て中の保護者を総合的に応援する場所づくり
- ⑤ 子育て情報の発信の拠点
- ⑥ 複合施設・文教地区であることを生かした連携事業

【こどもプラザの運営イメージ】



(3) 男女共同参画センター

基本方針

一人ひとりの人権と個性が尊重され、男女が共に輝くまちづくり

運営方針

- ① 人権尊重と男女共同参画に向けた意識啓発の推進
- ② エンパワーメントへの支援
- ③ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- ④ DV根絶に向けた啓発と防止の推進
- ⑤ 複合施設・文教地区であることを生かした連携事業

(4) 図書館

基本方針

「知の拠点」にふさわしい事業展開と幅広い市民に親しまれる図書館づくり

運営方針

- ① 利便性の高い図書館運営
- ② レファレンスサービスの強化と蔵書の充実
- ③ 読書の推進
- ④ 複合施設・文教地区であることを生かした連携事業

(5) コミュニティセンター重春・野村地区会館

基本方針

重春・野村地区住民によるコミュニティ活動を推進し、連帯感のある近隣社会の形成

運営方針

- ① 地区活動拠点としてのコミセン運営
- ② 地区からのまちづくりの推進
- ③ 複合施設・文教地区であることを生かした連携

3 施設管理計画

本施設は複合施設としての機能を十分に発揮し、利用者のニーズを充たし、幅広い市民に親しまれる施設となるような施設管理を目指します。

一方で、効果的・効率的な管理形態や日常の維持管理業務を行ってだけでなく、自然換気システムなどの省エネルギー設備を活用し、環境に配慮した施設管理を進めます。また、長期的な視点で計画的な維持管理を行うことなどで、ライフサイクルコストの低減に努めます。

(1) 開館時間

- 施設全体 : 午前9時から午後9時まで
- こどもプラザ : 午前9時30分から午後5時まで
- 男女共同参画センター : 午前9時30分から午後5時まで
- 図書館 : 午前9時30分から午後7時まで
- コミュニティセンター : 午前9時から午後9時まで

(2) 休館日

毎月最終水曜日及び年末年始（12/29～1/3）

※ 図書館は上記以外に特別整理日を年間2週間以内で予定しています。

※ 水曜日が祝日の場合、その翌日以降で、休日に当たらない日を休館日とします。

4 組織運営計画

運営については、本施設の各機能がそれぞれの役割を發揮しながら、複合施設全体として、相互連携を図りやすく、また利用者の利便性にも配慮した効果的・効率的な運営を目指します。

- (1) 機動的で効率的な組織とするため、1つの部署が所管する施設とします。
- (2) コミュニティセンター・重春・野村地区会館については、市内他のコミュニティセンターと同様に指定管理者制度を活用します（指定管理者：重春・野村地区交流推進委員会）。
- (3) 施設に関する新たな企画、運営について主体的に市民が関わる仕組みを構築するため、既存団体、地元自治会の代表者やまちづくり等に積極的な個人等の多様な主体から構成される「Miraieサポーター」を組織・運営します。

